

## Client Alert

29 June 2022

## 米国「ウイグル強制労働防止法」の施行を受けた対応<sup>1</sup>

### 本アラートに関する お問い合わせ先



板橋 加奈  
パートナー  
+81 3 6271 9464  
[kana.itabashi@bakermckenzie.com](mailto:kana.itabashi@bakermckenzie.com)



松本 泉  
カウンセラー  
+81 3 6271 9720  
[izumi.matsumoto@bakermckenzie.com](mailto:izumi.matsumoto@bakermckenzie.com)



篠崎 歩  
シニア・アソシエイト  
+81 3 6271 9900  
[ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com](mailto:ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com)

2022年6月21日に、昨年12月に米国で成立した「ウイグル強制労働防止法」（以下「本法」）が施行され、それに先立つ同月1日と7日の二回にわたり、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection: CBP）が本法に関するセミナーを実施した。

また、CBPは、同月14日に本法の運用指針<sup>2</sup>（以下「指針」）を公表するとともに、同月17日には、本法の規定に基づき、「強制労働執行関係省庁タスクフォース<sup>3</sup>（Forced Labor Enforcement Task Force（FLETF））」が議事に執行戦略（"Strategy to Prevent the Importation of Goods Mined, Produced, or Manufactured with Forced Labor in the People's Republic of China"、以下「戦略」）を提出し、CBPは同日中に同戦略を公表した<sup>4</sup>。

本法は、①中国新疆ウイグル自治区で「一部又は全部が採掘、生産、又は製造された」、又は、②本法において作成が求められているリストに掲載された企業により生産された、全ての物品について、それが強制労働を用いて作られたものと推定するとともに、輸入者が、それらの物品が強制労働を用いて作られたものでないという「明白かつ確信を持つに足る証拠」等を示さない限り、米国への輸入を禁止するものである。本アラートにおいては、本法の施行を受け、公表された戦略や指針、及びこれまでのセミナーの内容等を踏まえ、米国に貨物を輸出する企業が気を付けるべき点などに関するポイントを解説する。

### UFLPA エンティティリスト

FLETFは、本法第2条(d)(2)(B)の規定に基づき、強制労働に係る「エンティティリスト」（以下「UFLPA エンティティリスト」）を公表した<sup>5</sup>。同条に基づく、同リストの対象は以下の通りとされている。

- 1) 新疆ウイグル自治区において、強制労働を用いて、物品、商品、品物、製品の全部又は一部を採掘、生産、又は製造する企業

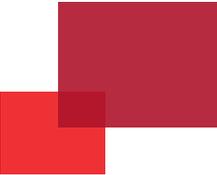
<sup>1</sup> 本件に関する弊所の過去のクライアントアラートについては、以下を参照。  
[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/01/17\\_ClientAlert ICT Uyghur-Forced-Labor-Prevention-Act\\_JPN.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/01/17_ClientAlert ICT Uyghur-Forced-Labor-Prevention-Act_JPN.pdf)

<sup>2</sup> [https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2022-Jun/CBP\\_Guidance\\_for\\_Importers\\_for\\_UFLPA\\_13\\_June\\_2022.pdf](https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2022-Jun/CBP_Guidance_for_Importers_for_UFLPA_13_June_2022.pdf)

<sup>3</sup> 国土安全保障省が議長となり、米国通商代表部、商務省、司法省、労働省、国務省、財務省により構成されるほか、農務省やエネルギー省、CBPなどがオブザーバーとして参加している。

<sup>4</sup> [https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-06/22\\_0617\\_fletf\\_uflpa-strategy.pdf](https://www.dhs.gov/sites/default/files/2022-06/22_0617_fletf_uflpa-strategy.pdf)

<sup>5</sup> <https://www.dhs.gov/uflpa-entity-list>

- 
- 2) 新疆ウイグル自治区政府と共に、強制労働者又はウイグル人、カザフ人、キルギス人、若しくはそれ以外の迫害されている人々を雇用、輸送、移送、隠匿し、若しくは受け入れている企業
  - 3) 上記 1)又は 2)の企業によって、その全部又は一部が採掘、生産、又は製造されている製品
  - 4) 中国から米国に対して上記 3)の製品を輸出している企業
  - 5) 新疆ウイグル自治区から、又は同自治区政府と業務を行う者若しくは新疆生産建設兵団（XPCC）から、貧困緩和プログラム、結婚支援プログラム、又は強制労働を用いるその他の政府プログラムに活用する目的で、原材料を調達する企業又は施設（XPCC を含む）

実際に公表された UFLPA エンティティリストに掲載された企業等は、既に CBP が 2019 年 9 月以降に発出した「違反商品保留命令（WRO）<sup>6</sup>」の対象とされていた企業等<sup>7</sup>が大半であるものの、繊維及びエネルギー・鉱物関連企業を中心に、新たに 10 社が追加されている。今後も上記(1)-(5)に該当する企業等が追加される可能性がある。

### 強制労働の「反証可能な推定」の例外申請

輸入者は、貨物の発送前に、CBP に対して「反証可能な推定（rebuttable presumption）」の例外を申請することが可能である。CBP により認められ議会で報告された全ての例外は、30 日以内に対外的に公表されることとなる。

例外が認められるか否かは、FLETF の戦略及び指針等に基づく CBP の判断となる。これは一回の出荷毎に申請すべきものなのか、それとも複数回の出荷に用いることができる長期的なオプションとなり得るものなのか等の運用については、今後明らかにされる予定である<sup>8</sup>。

例外が認められるためには、企業は、自らのサプライチェーンにおいて強制労働が用いられておらず、それ以外の FLETF のガイダンス事項とも整合的であることを示す必要がある。戦略によると、例外が認められるためにはサプライチェーンに関わるステークホルダーも関与したデューデリジェンスを行うことが求められ、その中においては、サプライチェーンのマッピングを行った上で、リスクと影響の評価、行動基準の策定、教育・訓練の実施、法令遵守のモニタリング等を行うことが必要になる。第三者による独立した監査もそれのみでは例外を認めるには不十分であるとされており、強制労働を防止するための全体としてのシステムの構築が求められている。こうした点を踏まえ、企業は、米国法の遵守を保証するための高度なデューデリジェンスを実施し、新疆ウイグル自治区内で操業する企業や同自治区と関連のある企業（同自治区から原材料を購入している等）、新疆ウイグル自治区の労働

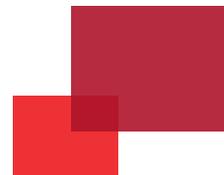
<sup>6</sup> WRO に関する弊所の過去のクライアントアラートについては、以下を参照。

[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20210816\\_ClientAlert ICT WRO J.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20210816_ClientAlert ICT WRO J.pdf)

[https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211015\\_ClientAlert ICT J.pdf](https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20211015_ClientAlert ICT J.pdf)

<sup>7</sup> [https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings?language\\_content\\_entity=en](https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/withhold-release-orders-and-findings?language_content_entity=en)

<sup>8</sup> 例外が認められる期間やその対象者、対象品目等について現在 CBP に照会中である。



者やそれ以外のイスラム系労働者を活用している等の潜在的なサプライチェーンリスクを同定すべきである。

## 求められる立証の水準

「反証可能な推定」を覆す立証の水準は、特定の物品が強制労働を用いて製造等されていないことを「明白かつ確信を持つに足る証拠 (clear and convincing evidence)」で示すという極めて高いものであり、この基準は、北朝鮮からの貨物の輸入に関して用いられている「制裁による米国の敵国への対抗法 (Countering America's Adversaries with Sanctions Act (PL 115-44))」と同等の水準が求められる。CBP は過去に同法に基づく複数の決定を下している<sup>9</sup>。なお、これに対し、WRO においては、「合理的な疑い (reasonable suspicion)」の基準が用いられ、貨物の輸入の保留解除に係る「許容性レビュー (admissibility review)」が認められる。

## デ・ミニマスルール

本法は、デ・ミニマスルール<sup>10</sup>の閾値に関する規定を有しておらず、強制労働を用いたあらゆる貨物の輸入が差止められ得る。

## 貨物の保留と例外申請手続

本法は、強制労働が用いられていることを推定するものであるため、WRO に基づいた貨物の輸入の保留は行われない。このことは、WRO により差止められた貨物の解除に係る「許容性レビュー (admissibility review)」が行われないことを意味している。

本法第 1499 条に基づく、保留期間は 30 日とされているが、請求があった場合には延長される可能性がある。

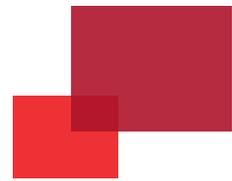
また、保留通知にはウイグル強制労働防止法に基づくことは明記されるが ("pursuant to UFLPA")、詳細は記載されない予定である。

保留解除の審査期間は 30 日以内とされているが、実際には輸入者が CBP からの質問に対してどれだけ迅速に必要な資料を提供できるかどうかによって左右されるものと考えられる。例えば、英語以外の言語による文書や大量の文書を提出することは、一般論として、審査を遅らせることが想定される。解除が認められるためには、「明白かつ確信を持つに足る証拠 (clear and convincing evidence)」を提出することが求められ、そもそもの原産地が新疆ウイグル自治区ではないことや、原産地が中国の新疆ウイグル自治区であったとしても、当該企業がエンティティリストに掲載されていないこと等を

<sup>9</sup> <https://rulings.cbp.gov/ruling/H317249>

<https://rulings.cbp.gov/ruling/115676>

<sup>10</sup> ここで言う「デ・ミニマスルール」とは、米国輸出管理規制などで規定されているように、仮にある輸入品の製造プロセスにおいてごく僅かな割合で強制労働が用いられていたとしても、その割合が小さければ本法の適用除外とするようなルールのことを指している。



論理的に示すことが重要となる。加えて、本法は、輸入者が、特に新疆ウイグル自治区から、全部又は一部に強制労働を用いて製造等された物品を輸入していないことを保証するため、前述のように、デューデリジェンス、効果的なサプライチェーンの追跡、サプライチェーン・マネジメントに関する措置を講じていることを示すことも求めている。この要件は、中国以外の国から第三国に更なる加工等のために発送された物品を含め、サプライチェーン全体に適用されるものである。

上記審査は、内容に応じて、CBP の Centers of Excellence and Expertise<sup>11</sup> か、CBP の本局において行われることとなる。その決定に対しては、通常の不服審査プロセスによる不服申立てが可能であるほか、米国外への再輸出を行うことも可能である。

### 「反証可能な推定」の不適用又は例外申請に係る書類

戦略及び指針は、輸入者が新疆ウイグル自治区で生産等された、又は UFLPA エンティティリスト掲載企業により生産等された製品等が米国輸入品に含まれないことを確認するために推奨されるデューデリジェンス手続についてガイダンスを提供する他、「反証可能な推定」が適用されないこと（すなわち新疆ウイグル地区で生産等されていないこと）又は「反証可能な推定」の例外に該当すること（すなわち新疆ウイグル地区で生産等されているが強制労働が使用されていないこと）を申請する際に CBP に提出する情報・文書の例を示している。推奨されるデューデリジェンスについては、①デューデリジェンス・システムに関する情報（サプライチェーンのマップ、サプライチェーン上の強制労働リスクの評価、サプライヤーの行動基準等）、②輸入品のサプライチェーンに関する情報（サプライチェーンの詳細、各企業の役割、サプライヤーのリスト、発注書、インボイス、梱包明細書、原材料の記録等）、③サプライチェーン・マネジメント方法に関する情報（強制労働リスクを低下させるための内部管理システム、違反があった場合の改善措置等）が例示として掲げられている。さらに、中国で製造等された物品が新疆ウイグル地区で生産等されていないことを示す情報（サプライチェーンのトレース情報、DNA 試験、同位体試験等）や強制労働が用いられていないことを示す情報（生産に関わる各企業の労働者に関する情報、労働者の採用及び内部管理の情報、信頼できる監査結果等）が例示として挙げられている。

\*\*\*\*

当事務所では、米国税関における強制労働等に関連した輸入差止め等の執行強化への対応を行っています。本アラート記載の内容につき、ご質問やご不明な点等がある場合には、本アラート記載の専門家にもいつでもご連絡ください。

<sup>11</sup> [https://www.cbp.gov/trade/centers-excellence-and-expertise-information?language\\_content\\_entity=en](https://www.cbp.gov/trade/centers-excellence-and-expertise-information?language_content_entity=en)